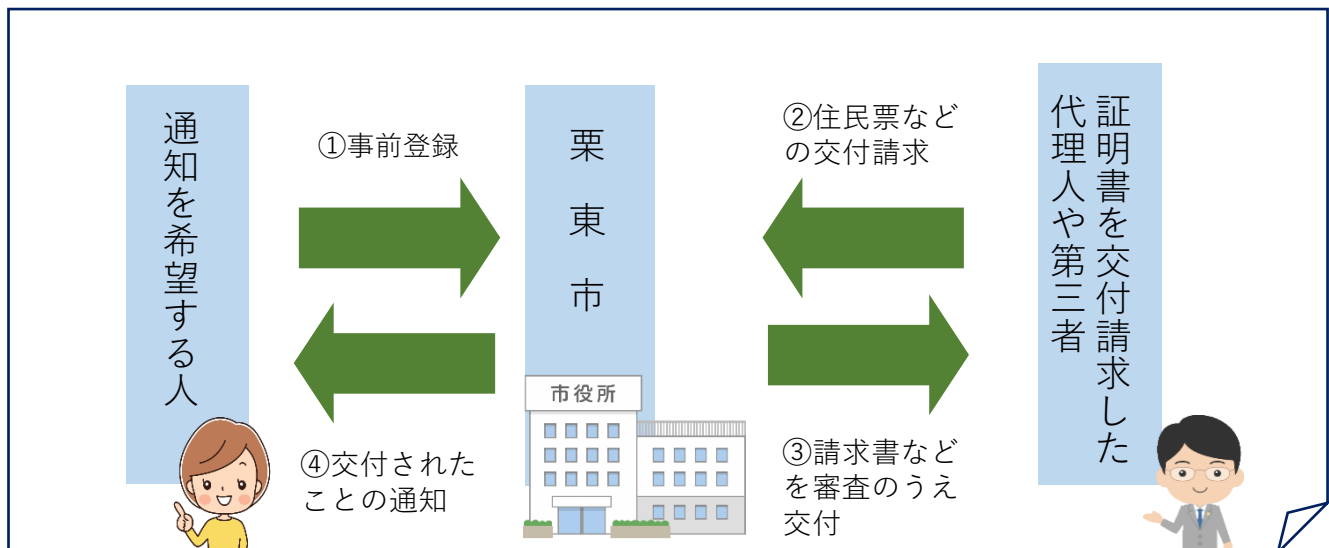


住民票の写し等の交付に係る 本人通知制度に登録しませんか？

本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄抄本などの証明書を本人の代理人や第三者（国または地方公共団体の機関を除く）に交付したとき、事前登録をした人に対して交付したことを郵送によりお知らせする制度です。

制度のしくみ



登録の手続き（窓口）

制度を利用するには、本人の登録（事前登録）が必要です。登録を希望する場合は、「栗東市本人通知制度登録申込書」に必要事項を記入して提出してください。制度が利用できるのは事前登録者に限り、通知の対象は事前登録者の住民票の写し、戸籍謄抄本などを交付した場合に限ります。同一の住民票などに記載のある人であっても、登録をしていなければ対象となりません。

- ・受 付…栗東市役所 総合窓口課、栗東市諸証明サービスコーナー、ひだまりの家
 - ・持ち物…本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）
 - ・手数料…無料
- 申請方法・受付時間等、詳しくはお問い合わせください。

登録の手続き（オンライン）

栗東市HPから申請することができ、署名用電子証明書（英数字6桁～16桁の暗証番号）が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方が対象となります。
※アプリ（Graffer identity）のダウンロード、署名用電子証明書の暗証番号が必要となります。



本人のみの申請

事前登録の対象者

- ① 栗東市の住民基本台帳に記載されている人（除かれた人を含む）
 - ② 栗東市の戸籍に記載されている人（除かれた人を含む）
- ただし、国外へ転出した人、死亡した人、失踪宣告を受けた人は除きます。



未成年者分のみの申請

Q なぜこの制度ができたのですか？

A 住民票の写しや戸籍謄抄本などは、ご本人や家族の方が窓口に取りに来られるのが一般的ですが、手続きを他人に依頼する「本人の委任状による代理人申請」や、相続登記など手続きの複雑なものを司法書士などの有資格者に依頼したときの「職務上請求用紙による申請」などで交付することがあります。

この制度を悪用して本人が知らない間に戸籍や住民票をこっそり取り、これを興信所などに横流して「身元調査*」に悪用する事件（プライム事件など）が発生しています。

このような**不正な取得を未然に防止**しようというのがこの制度のねらいです。

*身元調査…個人の素性や身上について、本籍地・家系・家族構成・居住環境などを戸籍謄本などや聞き込み調査で調べることです。本人の知らないところで、素性や身上を調べるため、重大な人権侵害にあたります。

Q この制度を利用することの効果は？

A 虚偽や成りすましによる不正取得防止のアピールになり、不正に取得しようとする者を抑止する効果が期待されます。

多くの人が利用し、「不正取得を許さない！」という意思を示すことが、人権を守ることにつながります。

※住民票の写し、戸籍謄抄本等は、本人以外の第三者でも法律上の要件を満たしていれば、取得することができます。この制度は、第三者からの請求を拒否したり、対応の可否を登録した人に確認するものではありません。

Q どのような内容が通知されるのですか？

A 第三者に事前登録者に係る住民票の写しなどを交付したときは、事前登録者または法定代理人に、次の事項を記載した「栗東市住民票の写し等交付通知書」を送付します。

- ① 住民票の写しなどの交付年月日
- ② 交付した住民票の写しなどの種別および部数
- ③ 交付請求者の種別（代理人・第三者（個人・法人・八業士*））

※交付請求者の氏名や住所を通知することはできません。

第三者へ住民票の写しなどを交付した内容については、個人情報の保護に関する法律に基づき、本人より開示請求を行うことができます。ただし、請求が認められた場合でも、開示される情報は個人情報の保護に関する法律の規定の範囲内に限られます。

*八業士…弁護士・司法書士・行政書士・弁理士・税理士・社会保険労務士・土地家屋調査士・海事代理士

Q 通知の対象となる証明書は何ですか？

- A**
- ① 住民票の写し（住民票除票の写しを含む）、住民票記載事項証明書
 - ② 戸籍謄抄本など（除籍謄抄本、改製原戸籍謄抄本を含む）
 - ③ 戸籍の附票の写し（除附票の写しを含む）

※コンビニ交付等による発行・本人及び同一世帯の者からの住民票等の発行・戸籍に記載のある者、その配偶者、直系尊属及び直系卑属からの戸籍関係証明の発行は対象外

